

東京大学法科大学院年次報告書
【平成 20 年度適格認定】

平成 24 年 6 月

東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻

1. 法科大学院の概要

(1) 設置者

国立大学法人 東京大学

(2) 教育上の基本組織

大学・研究科・専攻名称	東京大学法学政治学研究科法曹養成専攻
開設年度	平成16年度
入学定員	240名
標準修業年限	3年
修了要件単位数	98単位以上

(3) 所在地

東京都文京区

(注) 法科大学院(研究科・専攻)の所在地とし、都道府県、市町村名まで記入してください。(郡の場合は町名まで、東京特別区の場合は区名まで記入してください。)

(4) 教育の理念・目的、養成する法曹像

教育の理念・目的	国民や社会に貢献する高い志と強い責任感・倫理観を持ち、先端的法分野や国際的法分野でも活躍しうる、優れた法律実務家を養成することを目的とする。
養成する法曹像	<ul style="list-style-type: none"> ・「国民の社会生活上の医師」として、法律問題に表れた市民一人一人の悩みを真摯に受けとめ、その信頼できる相談相手となり、問題の解決を助ける使命感と専門的能力を備えた法曹を養成する。 ・法の体系・理論・運用に関する基礎的・応用的知識を十分に習得するのみならず、それらを複眼的に理解したうえ、法律問題や法の課題を解決するために、自らの思考行動を発展させることのできる法曹を養成する。 ・法の問題をその背景である人間や社会の問題とも関連させて、的確に把握したうえ適切な解決を図ることのできる、広い視野と鋭い分析力をもった法曹を養成し、また、社会経済のグローバル化・情報化によって急速に発展している先端的・国際的法分野においても活躍できる法曹を養成する。

(注)「教育の理念・目的」欄には、各法科大学院が個別に定める理念、教育目的、目標として公表しているものを記入してください。

2. 教員組織

(1) 教員数

区 分	専 任 教 員					兼任・ 兼任教員
	専	専・他	実・専	実・み	合 計	
教 授	32	14	4 (3)	5 (4)	55 (7)	32
准教授・ 講師・助教	3	2	1 (1)	2 (2)	8 (3)	

- (注) 1. 年次報告書提出年度の5月1日現在で記入してください。
 2. 括弧内には、内数で法曹としての実務の経験を有する者の人数を記入してください。
 3. 「専任教員」欄の「専」については法科大学院のみの専任教員数、「専・他」については法科大学院の専任であり、かつ他の学部・大学院（修士課程）の専任教員数、「実・専」については実務家専任教員数、「実・み」については実務家みなし専任教員（年間6単位以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者）数を記入してください。

(2) 科目別の専任教員数

法 律 基 本 科 目								基 礎 法 律 実 務 科 目	隣 接 科 目 基 礎 法 学 ・	科 目 展 開 ・ 先 端	演 習
憲 法	行政法	民 法	商 法	民 事 訴訟法	刑 法	刑 事 訴訟法	その他				
3	2	6	8	3	3	3	7	12	13	21	29

- (注) 1. 年次報告書提出年度の5月1日現在で記入してください。
 2. 科目別に延べ人数で記入してください。

3. 学生数の状況

(1) 収容定員及び在籍者数

区 分	人 数
収 容 定 員	7 2 0
在 籍 者 数	5 5 5 (1 8 6)
うち、法学未修者	2 2 7 (1 0 2)
うち、法学既修者	3 2 8 (8 4)

- (注) 1. 年次報告書提出年度の5月1日現在で記入してください。
 2. 括弧内には、内数で女子学生の人数を記入してください。
 3. 「収容定員」欄には、入学定員の3倍の数を記入してください。ただし、年次報告書提出年度を含む過去3年度以内に入学定員の変更があった場合は、3年間の入学定員の合計を記入してください。

(2) 入学定員及び入学者数

区 分	平 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
入 学 定 員	240	240	240
入 学 者 数	229 (60)	228 (84)	229 (70)
うち、法学未修者	69 (25)	68 (38)	66 (29)
うち、法学既修者	160 (35)	160 (46)	163 (41)
うち、他学部出身者 または社会人経験者	48 (16)	49 (25)	50 (15)
うち、他大学出身者	108 (32)	127 (54)	108 (35)
入学定員に占める 入学者数の率	0.95	0.95	0.95
入学者数に占める他学部出身者 または社会人経験者の率	0.20	0.21	0.21
入学者数に占める 他大学出身者の率	0.47	0.55	0.47

- (注) 1. 年次報告書提出年度を含む過去3年度について、各年度の5月1日現在で記入してください。
 2. 括弧内には、内数で女子学生の人数を記入してください。
 3. 「入学定員に占める入学者数の率」欄には、入学者数を入学定員で割った値、「入学者数に占める他学部出身者または社会人経験者の率」欄には、入学者のうち他学部出身者または社会人経験者に当たる者の人数(実数)を入学者数で割った値、「入学者数に占める他大学出身者の率」欄には、入学者のうち他大学出身者の人数を入学者数で割った値を記入してください。
 4. 「入学定員に占める入学者数の率」、「入学者数に占める他学部出身者または社会人経験者の率」及び「入学者数に占める他大学出身者の率」欄については、小数点第3位を切り捨ててください。(例：入学定員が90人、入学者数が93人の場合には、 $93 \div 90 = 1.033 \dots \div \text{『}1.03\text{』}$ となります。)

4. 入学者選抜

(1) アドミッション・ポリシー

公平性・開放性・多様性に配慮し、優れた資質及び強い意欲を備えた者を受け入れること。

(2) 入学者選抜方法

第1段階選抜試験及び第2段階選抜試験によって実施している。第1段階選抜試験では、法科大学院適性試験の成績、外国語の能力、学業成績によって選抜する。第2段階選抜試験では、法学未修者においては、総合問題2題及び面接試験、法学既修者においては、法律科目問題3題を課す。

(注) 入学者選抜の実施方法、選考上の考慮要素等について公開されているものを簡潔に記入してください。

(3) 既修者の認定方法

法律科目試験において、公法系、民事系、刑事系の3系統から各1題を論述式で課し、合格した者を既修者として認定している。
 法学既修者については、1年間の在学期間の短縮を認めており、35単位を修得したものと見なしている。この35単位については、1年次の必修科目の35単位に対応している。

(注) 既修者と認められた場合の在学期間の短縮、認定される単位数、及び法律科目試験の内容と認定される単位の分野の関係について、簡潔に記入してください。

5. 教育課程及び教育方法

(1) 開設する授業科目及び修了に必要な修得単位数

区 分		開 設 授 業 科 目 数 ・ 単 位 数				修了に必要な 修得単位数
		必修科目	選択必修科目	選択科目	合 計	
法律 基本 科目	公法系科目	6 (11)	()	()	6 (11)	11 単位
	民事系科目	14 (35)	()	()	14 (35)	35 単位
	刑事系科目	5 (13)	()	()	5 (13)	13 単位
法律実務 基礎科目		4 (8)	8 (16)	()	12 (24)	10 単位
基礎法学・ 隣接科目		2 (4)	1 (4)	18 (36)	21 (44)	4 単位
展開・先端科目		()	10 (32)	27 (58)	37 (90)	12 単位
その他		()	()	28 (56)	28 (56)	—単位
合 計		31 (71)	19 (52)	73 (150)	123 (273)	98 単位

- (注) 1. 年次報告書提出年度の5月1日現在で、最新のカリキュラムについて記入してください。「開設授業科目数・単位数」欄には当該年度に開講されていない隔年開講の授業科目も含めてください。
2. 当機構の定める法科大学院認証評価基準上の科目区分で記入してください。
3. 「開設授業科目数・単位数」欄には授業科目数を記入し、括弧内に合計単位数を記入してください。
4. 法律基本科目において、公法系、民事系、刑事系の3つの科目に区分できない授業科目については、法律基本科目の欄に「その他」を設けて記入してください。また、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の4つの科目に区分できない授業科目については、展開・先端科目の次に新たに「その他」を設けて記入してください。
5. 「修了に必要な修得単位数」欄の単位数のうち「合計」欄に記載されるものは、修了要件単位数になります。

(2) 修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数

区 分	法律基本科目の 単位数	法律基本科目 以外の単位数	修了要件 単位数	修了要件単位数に占める 法律基本科目以外の 単位数の率
単位数	59	39	98	0.397

- (注) 1. 「法律基本科目以外の単位数」欄については、修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数を記入してください。選択によって幅が生じる場合は、最大のもの及び最小のものを「～」でつないで記入してください。
2. 「修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数の率」欄には、修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数を修了要件単位数で割った値を記入してください。選択によって幅が生じる場合は、最大のもの及び最小のものを「～」でつないで記入してください。なお、端数については、小数点第4位を切り捨ててください。(例：修了要件に占める法律基本科目以外の単位数が33単位、修了要件単位数が93単位の場合には、 $33 \div 93 = 0.35483 \dots \approx \lfloor 0.354 \rfloor$ となります。)

(3) 履修登録単位数の上限

学 年	1 年次	2 年次	3 年次 (最終年次)	備 考

単位数	39	36	44	法学未修者教育充実のため、法律基本科目「基本科目演習」（民法 S、民法 W、刑法、商法、行政法の 5 科目、計 5 単位、1 年次必修）を平成 22 年度に開講した。
-----	----	----	----	---

6. 成績評価及び課程の修了

(1) 成績評価の基準

成績評価は、筆記試験及び平常点によって評価する。ただし、受講者の少ない科目では、レポート等の提出によって筆記試験に代えることができる。「A+」「A」「B」「C」「F」の 5 段階とし（2012 年度以降に入学した学生は「A+」「A」「B」「C+」「C-」「F」の 6 段階）、「A+」は総数の概ね 5%、「A」は「A+」を含めて概ね 30%とする。

(注) 成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針の設定、成績評価における考慮要素などについて簡潔に記入してください。

(2) 成績評価の基準にしたがった成績評価及び修了認定の厳格性を確保するための措置

成績評価の基準にしたがって成績評価を確保するための措置として、筆記試験の採点については、答案に整理番号を付し、担当教員には個人を特定出来ないこととしている。また、科目間や担当教員間での成績分布を全教員に配付しており、共有を図っている。なお、成績評価が「C」または「F」（平成 24 年度以降の入学者は C+、C- および F）だった学生は成績評価説明願いを提出することにより、担当教員から説明を受けることができる。

修了認定の厳格性を確保するための措置としては、必修科目の総単位数の 3 分の 2（1 年次 24 単位、2 年次 18 単位）を修得しない学生は、次の年次に進級することができないこととする進級要件を設けている。

これに加え、2012 年度以降に入学した学生については、次に定める方法で算出した GPA が 1.8 未満である場合は、次の年次に進級することを認めないこととする進級要件を設けている。

【GPA の算出方法】

算出対象の科目は各年次における必修科目（未受験も含む）とする。A+ は 4.5 点、A は 4 点、B は 3 点、C+ は 2 点、C- は 1.5 点、F は 0 点に換算する。なお、未受験の科目は 0 点に換算する。

$$GPA = \{ (A+ \text{評価の単位数} \times 4.5) + (A \text{評価の単位数} \times 4) + (B \text{評価の単位数} \times 3) + (C+ \text{評価の単位数} \times 2) + (C- \text{評価の単位数} \times 1.5) + (F \text{評価の単位数} \times 0) \}$$

÷ 必修科目の総単位数

(注) 成績評価の基準にしたがった成績評価が行われることを確保するための措置（例：成績評価についての説明を希望する学生への説明機会の設定、筆記試験採点の際の匿名性の確保、科目間や担当者間での採点分布に関するデータの共有など）及び修了認定の厳格性を確保するための措置（進級制、修了試験、GPA 等）について簡潔に記入してください。

7. 学費及び奨学金等の学生支援制度

(1) 学費

区分	金額	備考
入学料	282,200 円	免除： ① 経済的理由により、入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者。 ② 入学前 1 年以内において、申請者の学資を主として負担してい

		<p>る者（以下「学資負担者」という）が死亡し、又は申請者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる者。</p> <p>③ その他、やむを得ない事情があると認められる場合。</p> <p>につき、入学料を免除。</p> <p>徴収猶予： ① 経済的理由により、入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者。 ② 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は申請者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる者。 ③ その他、やむを得ない事情があると認められる場合。</p> <p>につき、入学料の徴収を約半年間猶予。</p>
授業料 (年間)	804,000 円	<p>免除： ① 経済的理由により、授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者。 ② 授業料納付前6ヶ月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除にかかる場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は申請者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる者。 ③ その他、やむを得ない事情があると認められる場合。</p> <p>につき、授業料の全額又は半額を免除。</p> <p>徴収猶予： ① 経済的理由により、入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者。 ② 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は申請者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる者。 ③ その他、やむを得ない事情があると認められる場合。</p> <p>につき、授業料の徴収を約半年間猶予。</p>

(注)「備考」欄には、免除（全額、半額、その他）、支払い猶予の措置の内容を記入してください。

(2) 奨学金等

名 称	金額／年・月	利子の有無	募集人数	受 給 者 数
日本学生支援機構奨学金 (第一種、第二種)	第一種 50,000 円／月 88,000 円／月 (貸与) 第二種 50,000 円／月 80,000 円／月 100,000 円／月	第一種： 無利子 第二種： 年利3% まで	240 名	第一種： 179 名 第二種： 61 名 ※第一種と第二種の 併用者： 45 名

	130,000 円／月 150,000 円／月 (貸与) ※150,000 円／月 を選択した者につ いては、希望により 40,000 円／月また は 70,000 円／月の 増額が可能。			
東京大学法科大学院奨学金	80,000 円／月 (給付)	—	10 名	25 名
財団法人 小原白梅育英基金	50,000 円／月 (給付)	—	1 名	3 名
財団法人 日本法制学会	400,000 円／年 (給付)	—	1 名	1 名
財団法人 千賀法曹育英会	30,000 円／月 (給付) 及び 70,000 円／月 (貸与)		4 名	6 名

- (注) 1. 奨学金ごとに欄を区切って記入してください。
 2. 「名称」欄には、奨学金名、給付金名等を記入してください。
 3. 「金額／年・月」欄には、年または月当たりの支給金額又は貸与金額を記入してください。なお、括弧内に当該金額の貸与、給付の別を記入してください。
 4. 「受給者数」欄には、年次報告書提出の前年度の実績を記入してください。

8. 修了者の進路及び活動状況

修了年度	修了者数	司法試験 出願者数	備 考
平成 23 年度	234	231	

- (注) 1. 年次報告書提出前年度の修了者に係る人数について、年次報告書提出年度の5月1日現在で把握している数を記入してください。
2. 「司法試験出願者数」欄については、当該修了年度の修了生のうち、新司法試験に出願した者の数を記入してください。
3. 「備考」欄には、司法試験出願者以外に修了者の特徴的な進路（例：国家・地方公務員、企業法務関係等）等があれば、記入してください。